

## 奈良工業高等専門学校入試専門部会規程

平成31年3月 7日制定  
令和2年10月27日改正

### (設置)

第1条 教務部門に入試専門部会（以下「専門部会」という。）を置く。

### (業務)

第2条 専門部会は、企画会議より付託された本科入学者選抜試験，研究生，聴講生，科目等履修生及び特別聴講学生に関する業務を行うものとする。

2 専門部会は、前項に掲げる業務について、必要に応じて校長に報告しなければならない。

### (組織)

第3条 専門部会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 教務主事
- 二 教務主事補
- 三 校長が指名する者 若干名
- 四 学生課職員 若干名

### (任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (部会長)

第5条 専門部会に部会長を置き、第3条第一号の者をもって充てる。

2 専門部会に部会長代理を置き、第3条第二号の委員のうち部会長が指名した者をもって充てる。

3 部会長は、専門部会を招集し、その議長となる。

4 部会長に事故があるときは、部会長代理が、その職務を代行する。

### (事務)

第6条 専門部会に関する事務は、学生課で行う。

### (雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、専門部会が定める。

### 附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成31年4月11日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

### 附 則

この規程は、令和2年10月27日から施行する。